

### 国際法上の自衛権行使の武力攻撃要件における攻撃国の意図

田中, 佐代子 / TANAKA, Sayoko

---

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Review of law and political sciences / 法学志林

(巻 / Volume)

118

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

330(99)

(終了ページ / End Page)

307(122)

(発行年 / Year)

2021-03-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00025506>

# 国際法上の自衛権行使の武力攻撃要件 における攻撃国の意図

田 中 佐代子

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 武力攻撃の意図をめぐる議論の争点
  - (1) 攻撃国の心理・目的としての意図
  - (2) 特定の国家・標的を狙って攻撃する意図
  - (3) 他国に対する攻撃を行う意図
  - (4) 小括
- 3 武力攻撃の意図の要否を基礎づける自衛権概念
  - (1) ニカラグア事件
  - (2) オイルプラットフォーム事件
  - (3) 小括
- 4 おわりに

## 1 はじめに

武力不行使原則が確立した現代の国際法の下で、自衛権は、国際連合安全保障理事会の決定によらずに国家が自ら武力を行使する際に依拠することのできる事実上唯一の明文化された正当化根拠として、きわめて重要な位置を占めている。国際連合憲章第51条は自衛権について「武力攻撃が発生した場合 (if an armed attack occurs)」という要件を定めており、憲章のコメンタリーでは、この「武力攻撃」が、第51条にもとづく自衛に関して鍵となる概念だとされている。国家が独自に行う武力行使がどこまで許容されるのかは、「武力攻撃」の解釈によって決まり、そこに、国際法が戦争の防止を実効的になしう

るかがかかっている、という<sup>(1)</sup>。

しかし、それほど重要な概念であるにもかかわらず、「武力攻撃」とは何かをめぐる論争は絶えない。そのうちの一つの論点として、武力攻撃は攻撃国の意図を伴ったものでなければならないのか否かが議論されている。これは相対的に見れば大きな注目を集めてきた論点とは言えないが、後述の通り学説上、見方が分かれていることに加え、以下の例が示すように、実践的にも重要と考えられる。

日本外務省に所属する御巫智洋は、日本の弾道ミサイル防衛を国際法上どのように根拠づけるかという問題意識から、武力攻撃の意図について検討している。その中で御巫は、「弾道ミサイルかそれによく似た物体が我が国に向かって発射された」という状況を仮定し、「発射から着弾までの時間は非常に短いことから、「発射国の意図が不明確な段階でその国の同意を得ずに迎撃を行うという可能性がある」とする。そして、その後、「発射国が、発射された物体が我が国に向かって飛行していたということを認めなかったり、仮に我が国に落下しても被害を生じさせるものではなかったと主張したり」して、武力攻撃の意図を否定する可能性も排除されないという。そのような場合に、「果たして我が国は、自衛権を援用するためにどの程度発射国の攻撃の意図を証明する必要があるのであろうか」という問題が生じるのである<sup>(3)</sup>。

このように、自衛権を援用しようとする国家にとって、相手国の意図が明ら

(1) Albrecht Randelzhofer and Georg Nolte, "Article 51," Bruno Simma *et al.* (eds), *The Charter of the United Nations: A Commentary, Vol. II* (3rd ed., Oxford University Press, 2012), p. 1407, MN 16.

(2) James A. Green は、この問題を含め、自衛権援用の法的評価に対して関係国の意図や動機が影響を与えるかを論じるにあたり、先制的自衛や、非国家行為体に対する自衛といった難題に比して、見過ごされてきたテーマであると述べている。James A. Green, "Self-defence: a State of Mind for States?," *Netherlands International Law Review*, Vol. 55 (2008), p. 183.

(3) 御巫智洋「自衛権と弾道ミサイル防衛の法的根拠」村瀬信也編『自衛権の現代的展開』（東信堂、2007年）96-97頁。御巫の論考は、日本政府や外務省の立場ではなく、あくまで個人としての立場にもとづいて発表されたものだが、本稿の扱う問題が国家にとって実践的に重要であることは読み取れる。

かではないという事態は十分に想定しうる。憲章第 51 条において明示的に課されていないにもかかわらず、自衛権行使の「武力攻撃」要件において、攻撃国に意図があったということが求められているのだろうか。そして、もし求められるとすれば、自衛権行使国は攻撃国の意図をどの程度証明しなければならないのだろうか。以下では、まず学説状況を概観して、争点をより精確に特定した上で (2)、それに密接に関係する国際裁判例の検討を通して、武力攻撃の意図の問題についての結論を決定づける条件を考察する (3)。

なお、本稿では、国家の実質的関与なしに非国家行為体によって攻撃が行われた場合の攻撃の意図の問題は扱わない。そのような場合については、武力攻撃の意図よりもむしろ、非国家行為体が自衛権行使の引き金となる武力攻撃の主体たりうるかがまず争われ、後者の問題を脇においたまま攻撃の意図について論じることは適切でない。また、国家と非国家行為体とでは、意図をどのように確認しうるかが異なるであろうし、さらに、非国家行為体が所在する領域国の意図をどのように勘案すべきかも別途検討しなければならないだろう。問題を過度に複雑にしないため、ひとまず本稿では、自衛の先行行為が国家の行為とみなされる場合に限って議論する。

## 2 武力攻撃の意図をめぐる議論の争点

武力攻撃要件は攻撃国の意図を含むとする立場（以後、意図必要説と呼ぶ）<sup>(4)</sup><sup>(5)</sup><sup>(6)</sup>を示す者は多く、Yoram Dinstein, Olivier Corten, Tom Ruys, Raphaël

---

(4) Yoram Dinstein, *War, Aggression and Self-Defence* (6th ed., Cambridge University Press, 2018), p. 209.

(5) Olivier Corten, *Le droit contre la guerre* (3e éd., Pedone, 2020), pp. 142-148. なお、ここで Corten は、武力不行使原則により禁止された武力行使は、他国に対する強制的意図をもってなされるものであることを主に論じており、したがって、武力不行使原則違反の一形態である武力攻撃にも意図が必要だとしている。

(6) Tom Ruys, *'Armed Attack' and Article 51 of the UN Charter: Evolutions in Customary Law and Practice* (Cambridge University Press, 2010), pp. 158-168.

van Steenberghe<sup>(7)</sup> といった論者を挙げることができる。また、英国の著名な国際法学者らが参加して作成された、シンクタンクの文書 Chatham House Principles にも、『武力攻撃』という用語においては、攻撃者が攻撃する意図<sup>(8)</sup>を有していることが求められる」とある。

これに対して、武力攻撃要件において攻撃国の意図は不要であるとする立場（以後、意図不要説と呼ぶ）も存在する。「武力攻撃」という言葉は語感としては能動的・作動的な印象を与えるためか、それに反して意図を不要とする論者の方が、意図必要説の論者よりもはっきりと理由づけを示していることが多い。そこで、本章では、まず意図不要説の論拠に着目し、その主張に応じる意図必要説の立場を続いて確認することによって、武力攻撃の意図の要否をめぐる議論の争点をより具体的に特定したい。

### (1) 攻撃国の心理・目的としての意図

意図不要説の論者が、意図をどのようなものとして捉え、なぜそれを不要と考えているのかに着目すると、その主張を大きく三つに分けることができる。

第一に、そもそも国家の意図というものを観念することは困難であり、また、それが何らかの意味で存在するとしても、自衛権行使国が攻撃国の意図を客観的に証明することは事実上不可能であるため、意図のない攻撃に対して自衛権が行使できないことになれば、武力行使の実効的規制が妨げられてしまう、という主張がある。

例えば、James A. Green は、自衛に関して国家の「心理的」要素に言及することは望ましくないと主張する。なぜなら、まず、国家は巨大な抽象的存在で、その政策決定には多数の人々が関わっていることから、そもそも国家が単

(7) Raphaël van Steenberghe, *La légitime défense en droit international public* (Larcier, 2012), pp. 228-235.

(8) Elizabeth Wilmshurst, "The Chatham House Principles of International Law on the Use of Force in Self-Defence," *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 55 (2006), p. 966.

国際法上の自衛権行使の武力攻撃要件における攻撃国の意図（田中佐代子）

一の意図を有すると考えることは難しい。さらに、仮に国家の意図というものがあると推定して、それを当該国家の行為から推論するとしても、ほとんどの場合、武力行為がなされる状況は明快に判別できるようなものではなく、背景には複数の目的が潜んでいる。そのため、武力攻撃の「心理的」な側面を考慮に入れると、自衛を規律する法の明確性と実際上の適用可能性が大きく損なわれるという。<sup>(9)</sup> Greenのように、国家の意図を確認し証明することの難しさを根拠に意図不要説に立つ論者は、他にも存在する。<sup>(10)</sup>

しかし、意図必要説の主張は、外部から知ることの難しい国家の内心や真の目的といった意味で、攻撃国の意図を求めるものではない。Cortenは「ここで取り上げている意思とは、人道的、戦略的、経済的、その他いかなる動機であれ、当該国家の行動を導く、より根本的な動機に依存するものではない」と述べ、<sup>(11)</sup> 国家が根本においてどのような目的から行動したかという問題とは明確に切り離して、攻撃国の意図について論じている。van Steenbergheもまた、意図の存在自体は武力攻撃の定義の一部をなすとしつつも、<sup>(12)</sup> 国家が違法な目的のために武力を行使することは必須要素ではないと述べている。

このように、攻撃国の心理や、攻撃によって達成しようとする目的といった

(9) Green, *supra* note 2, pp. 192–195, 205.

(10) Avra Constantinou, *The Right of Self-defence under Customary International Law and Article 51 of the United Nations Charter* (Ant. N. Sakkoulas/Bruylant, 2000), p. 62; Karl Zemanek, “Armed Attack,” *Max Planck Encyclopedia of Public International Law* (online version, article last updated October 2013), para. 9; Christian Henderson, *The Use of Force and International Law* (Cambridge University Press, 2018), pp. 215–216; Norman Menachem Feder, “Reading the U.N. Charter Connotatively: Toward a New Definition of Armed Attack,” *New York University Journal of International Law and Politics*, Vol. 19 (1987), p. 412. 武力攻撃ではなく違法な武力行使の要素として侵略意図 (*animus aggressionis*) が必要かどうかを論じているものだが、同様の趣旨の主張として Ian Brownlie, *International Law and the Use of Force by States* (Clarendon, 1963), p. 377.

(11) Corten, *supra* note 5, p. 142.

(12) van Steenberghe, *supra* note 7, pp. 228, 235–240. Ruysも、「『侵略的意図』の概念は、武力を行使する国家の動機や目的の分析を含まない」として、武力攻撃についても、動機や目的とは区別される「敵対的意図」の問題を議論している。Ruys, *supra* note 6, p. 160.

意味での意図については、意図不要説がそれを不要とするのはもちろん、意図必要説に立つ論者からも求められていない。攻撃国の心理・目的は確かに外部から窺い知ることは難しく、そうした面から攻撃国が武力攻撃の発生を否定できるとすれば、自衛権行使は極端に難しくなり、攻撃国の主観にもとづく言い逃れを許すことになる。攻撃国の心理・目的についてまで自衛権行使国が証明を求められることはないと言ってよいだろう。

## (2) 特定の国家・標的を狙って攻撃する意図

意図不要説の立場からは、第二に、無差別攻撃に対して自衛権を行使できないのは不合理であるという根拠により、特定の国家や特定の標的を狙って攻撃する意図は不要であるということが主張されている。

この主張は、とりわけ、国際司法裁判所のオイルプラットフォーム事件判決に対する批判として展開されている。米国国務省法律顧問として、同事件における米国の代理人を務めた William H. Taft, IV は、「裁判所の判示は、国家またはその船舶に対する軍事的攻撃があっても、それが当該国家もしくは当該船舶を特定の狙ったものでなく、無差別的に実行された攻撃であれば、自衛権の引き金とはならない、ということを示したと解釈しうる」と述べて批判し、無差別攻撃に対しても国家は自衛権を行使して自国の安全を守ることができる<sup>(13)</sup>と主張する。

他方、意図必要説においては、その主張を裏づけるものとしてオイルプラットフォーム事件判決が扱われることが多い。例えば Chatham House Principles は、武力攻撃には攻撃の意図が必要であると述べた直後に、「オイルプラ

(13) William H. Taft, IV, "Self-Defense and the Oil Platforms Decision," *Yale Journal of International Law*, Vol. 29 (2004), pp. 302-303. See also Green, *supra* note 2, pp. 201-205; Henderson, *supra* note 10, p. 215; Dominic Raab, "'Armed Attack' after the Oil Platforms Case," *Leiden Journal of International Law*, Vol. 17 (2004), pp. 728-729; Natalia Ochoa-Ruiz and Esther Salamanca-Aguado, "Exploring the Limits of International Law relating to the Use of Force in Self-defence," *European Journal of International Law*, Vol. 16 (2005), pp. 513-514.

国際法上の自衛権行使の武力攻撃要件における攻撃国の意図（田中佐代子）

ットフォーム事件で裁判所はこの要件に言及した」と続けている<sup>(14)</sup>。

ただし、無差別攻撃に対して自衛権行使が認められないとすれば不合理だという点は、意図必要説の論者にも共有されている。Chatham House Principlesはこの点に留意し、無差別攻撃であれば武力攻撃要件を満たしえないという判断として読まれる場合には、判決の当該箇所は批判されてきたということにもふれた<sup>(15)</sup>。Dinsteinも、意図的になされた武力行使でなければ武力攻撃にはあたらないとしているが、オイルプラットフォーム事件については、<sup>(16)</sup>「裁判所は、攻撃が対象国を『特定の狙った』ものでなければならないという立場をとった。もしこの特定性が、……国家が無差別攻撃を行っても完全な責任を負わずに済むということを含意するのであれば、裁判所は行き過ぎであった」と述べている。そして、「おそらく、裁判所の所論は、その事件の背景事実に照らして狭く解釈されるべきであろう」と加えた<sup>(17)</sup>。意図必要説は、意図不要説が指摘した無差別攻撃に関する問題については懸念を共有しており、その観点からは「狭く解釈」しつつ、オイルプラットフォーム事件を自説の裏づけとしているのである。

したがって、もし武力攻撃要件において攻撃国の意図が必要だとしても、それによって、無差別攻撃に対する自衛権行使の可能性が完全に失われるということではないと考えられる。とはいえ、特定の狙って攻撃するという要素にオイルプラットフォーム事件判決が言及したこと自体は、それを批判する意図不要説にせよ、射程を狭めて理解しようとする意図必要説にせよ、否定していない。武力攻撃要件において、特定の国家・標的を狙って攻撃する意図が求められるかどうかは、検討を要する点だと言え、その際、オイルプラットフォーム事件判決をどのように理解すべきかが重要である。

---

(14) Wilmshurst, *supra* note 8, p. 966.

(15) *Ibid.*

(16) Dinstein, *supra* note 4, p. 209.

(17) *Ibid.*, p. 250.

### (3) 他国に対する攻撃を行う意図

第三に、意図不要説において、相手国の意図にかかわらず、自国を防衛する必要があるならば自衛権を行使できなければならないという主張がある。Christian Henderson は、自衛権は「武力攻撃が意図されたか否かに関わりなく国家が自らを守るために存在する」ものであり、武力攻撃が故意になされたことを求めるのは、そうした自衛権の概念と適合しないという。ここで不要とされている意図は、他国に対して攻撃を行うという意図である。上記第二の、ある特定の国家・標的を狙うという特定の攻撃の意図と対比すれば、こちらは、一般的な攻撃の意図と表現することができる<sup>(19)</sup>。後者の意味での意図を国家が有しておらず、何らかの事故や間違いで偶発的に攻撃が生じてしまったような場合であっても、それに対して自衛権を行使することができる<sup>(20)</sup>と、意図不要説の論者は主張する。

この一般的な攻撃意図については、意図必要説の論者らの見解は、意図不要説と真っ向から対立するものである。例えば、Dinstein は「武力攻撃は、間違いあるいは事故によって生じることはありえない」と述べている<sup>(21)</sup>。Corten, Ruys, van Steenberghe も同様に、武力攻撃要件においては国家が他国に対して攻撃を行うという意図が必要であり、偶発的な事件は武力攻撃には該当しえないという認識を示している。他国に対する攻撃を行う意図の要否が、意図必要説と不要説とが最も鋭く対立する問題なのである。

(18) Henderson, *supra* note 10, p. 215.

(19) 特定の攻撃の意図と一般的な攻撃の意図との区別について、Green, *supra* note 2, p. 202.

(20) Robert Kolb も、そのような場合に、「特段の事情がない限り、『攻撃された』国家が、誤って攻撃されたことを知っているとも、知っているべきだとも考えられない。武力攻撃の水準に達すれば、武力で対処する権利がある」と述べている。Robert Kolb, *International Law on the Maintenance of Peace: Jus Contra Bellum* (Edward Elgar, 2018), pp. 401-402.

(21) Dinstein, *supra* note 4, p. 209.

(22) Corten, *supra* note 5, pp. 142-148.

(23) Ruys, *supra* note 6, pp. 161-168.

(24) van Steenberghe, *supra* note 7, pp. 228-235.

そして、この問題との関連でもオイルプラットフォーム事件は参照される。Ruys は、同事件で裁判所が「無差別攻撃は自衛権の引き金となりえないことを示唆したとすれば、それは現行法への冒瀆であろう」として、判決の理解の仕方に一定の留保をしつつ、それでも「オイルプラットフォーム事件は、武力攻撃の存在を決定する際に主観的要素が関係するという考えに支持を与えたものと思われる」と述べている。では、どのような意味で意図必要説の証左になるかと言えば、Ruysによれば、「裁判所がいくらか曖昧に述べたことは、他の国家を攻撃するという一般的な意図を要求するものとして解釈する方が適切であるように思われる<sup>(25)</sup>」。無差別攻撃に対する自衛権行使が禁じられることへの懸念を払拭する解釈として、オイルプラットフォーム事件判決は一般的な攻撃意図のみを問題としたという読み方が提示されているのである<sup>(26)</sup>。他国に対する攻撃を行う意図の要否という問題にも、オイルプラットフォーム事件判決をどのように理解すべきかが関わっている。

#### (4) 小 括

以上のように、武力攻撃の意図の要否をめぐる、学説は、三つの異なる意図<sup>(27)</sup>を論じている。その一つ目は攻撃国の心理・目的という意味での意図であっ

(25) Ruys, *supra* note 6, p. 163.

(26) 同様に、Claus Kreß も、オイルプラットフォーム事件判決には、誤ってなされた行為を武力攻撃の概念から除きたいと裁判所が考えていたことが暗示されているとする。Claus Kreß, "The International Court of Justice and the 'Principle of Non-Use of Force,'" Marc Weller (ed.), *The Oxford Handbook of the Use of Force in International Law* (Oxford University Press, 2015), p. 583.

(27) なお、本章で意図必要説と不要説とを対比して検討したが、一般的には武力攻撃に意図は不要だとする論者であっても、特定の状況では意図を確認すべきと主張する場合がある。例えば、本文中で意図不要説の論者と位置づけた Henderson は、攻撃が終了した後にそれに対処しようとするのならば、相手国の意図を確認することが必要だとする。それによれば、「悪意のない攻撃、あるいは故意でない攻撃がすでに発生したという場合には、たいてい、それを行った者らに対して被害国が自衛のために武力を行使する必要はない。その一方で、さらなる攻撃が急迫しているという恐れに十分な根拠があり、そのために対処が必要だと証明できるというならば、もちろん、攻撃者の意図は直接関わっている」(Henderson, *supra* note 10, p. 215)。すなわち、さ

たが、そうした意図を自衛権行使国が証明する必要はないということについては、争いがない。

議論の余地があるのは、特定の国家・標的を狙って攻撃する意図（特定の攻撃意図）と、他国に対する攻撃を行う意図（一般的な攻撃意図）の要否である。特定の国家・標的を狙って攻撃する国家は、その前提として、攻撃を行う一般的な意図を当然に有しているから、これら二つの意図は、全く別々の次元に位置するものではなく、攻撃を行う意図という点では共通しており、その攻撃対象の特定性の程度が異なっているものと整理できる。したがって、武力攻撃の意図をめぐってまず問われるべきは、自衛権行使国は、相手国が攻撃を行う意図を有していたことを証明しなければならないのか否か、である。それが肯定されるならば、さらに、どの程度特定の攻撃意図を証明しなければならないのか——攻撃対象は一般的でよいか、あるいは、国家、さらに標的まで特定して攻撃する意図が必要か——が問題となる。

その検討にあたっては、攻撃の意図をそもそも不要とする意図不要説が指摘する点を無視することはできない。すなわち、相手国の意図にかかわらず、現象として武力攻撃に相当する事態が生じれば、それに対して国家は自らを防衛する必要があるという指摘である。日本の弾道ミサイル防衛との関係で武力攻撃の意図について分析した御巫が示唆したように、ミサイル着弾までのわずかな時間の中で発射国の攻撃意図を確認できずとも、国家としては、被害を免れるためにミサイルを迎撃せざるを得ないという局面もあるだろう。それでも自衛権行使の要件に攻撃国の意図が関わるとすれば、どのように正当化されるのだろうか。

これに対する明確な答えを意図必要説の主張内容のみから十分に導き出すこ

---

らなる被害を防ぐための自衛権行使に際しては、自衛の必要があることを示すために、相手国が攻撃の意図を有することを確認しなければならないという主張である。ここでは、自衛の先行行為たる武力攻撃の要素としてではなく、自衛の必要性要件の一つの判断要素として、攻撃国の意図が挙げられているものと整理することができる。このように、攻撃国の意図は必要性要件にも関わりうるが、その問題は本稿では扱わず、武力攻撃要件における攻撃国の意図について論じる。

国際法上の自衛権行使の武力攻撃要件における攻撃国の意図（田中佐代子）

とは難しいが、同説が依拠するオイルプラットフォーム事件判決が手がかりとなる。また、同判決をどのように理解すべきかは、攻撃対象の特定性の程度に関しても、重要な意味を持っている。意図不要説は、特定の国家・標的を狙って攻撃する意図を要求した判決と捉えて批判する。他方、意図必要説は、そうした批判をかわすことのできる解釈を試み、一般的な攻撃の意図の必要性を示したものとしてその判決に依拠する。

このオイルプラットフォーム事件を含む国際裁判例について、次章で検討しよう。

### 3 武力攻撃の意図の要否を基礎づける自衛権概念

本章では、武力攻撃の意図をめぐる議論において焦点となっているオイルプラットフォーム事件を中心的に扱うが、それに先立ってニカラグア事件について検討する。その理由の一つは、意図必要説において、主張を補強するためにニカラグア事件も参照されることがあるためだが、<sup>(28)</sup>より重要な理由としては、オイルプラットフォーム事件で裁判所は、武力攻撃の概念についてニカラグア事件判決を引用しつつ論を進めており、<sup>(29)</sup>そのことから、ニカラグア事件の理解が欠かせない。

両事件で、武力攻撃要件における攻撃の意図の要否、また攻撃対象の特定性の程度について、どのような判断が示されたかを以下検討する。特に、攻撃に対処して国家が行動する必要性は、必ずしも攻撃国の意図にはよらないにもかかわらず、なぜその意図が自衛権行使要件に含まれるのかを考える手がかりを探る。

(28) Corten, *supra* note 5, pp. 143–144; Ruys, *supra* note 6, pp. 161–162.

(29) *Oil Platforms (Islamic Republic of Iran v. United States of America)*, Judgment, I.C.J. Reports 2003, pp. 186–187, para. 51.

(1) ニカラグア事件

国際司法裁判所は、ニカラグア事件本案判決において、武力行使の最も重大な形態が武力攻撃であって、それは他のより重大でない形態の武力行使とは区別されるとした上で、前者の武力攻撃が自衛権の発動要件であると判示した。<sup>(30)</sup> その際、単なる国境事件 (a mere frontier incident) は、武力攻撃に該当しないということも示している。<sup>(31)</sup>

そして、米国の行為が武力攻撃に対する集団的自衛権の行使として正当化されるかを検討するために、ニカラグアが武力攻撃を行ったのかを論じ、ホンジュラスとコスタリカの領域への侵入がニカラグア政府に帰属する行為であったことを認定した上で、「しかしながら、国境侵入が生じた状況や考えうる動機 (the circumstances of these incursions or their possible motivations) について裁判所が利用できる情報はきわめてわずかであり、そのため、それらの侵入が……法的な意味でニカラグアによる『武力攻撃』に相当するものと扱われうるかどうかを判断することが難しい」と述べた。<sup>(32)</sup>

裁判所が国境侵入の動機に言及したことによどのような意味があるのか、判決の短い一節からはっきりと読み取ることは難しい。Christine Gray が指摘するように、ここでの武力行為の「状況と動機」の意味は不明瞭である。<sup>(33)</sup> しかし、Gray は、「偶発的な侵入や、士官が命令に背いて生じたような事件を含めて、武力攻撃を実行する意図がない事案であれば、裁判所は『国境事件』に分類するであろうということが含意されているように思われる」とも述べている。<sup>(34)</sup>

(30) *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America)*, Merits, Judgment, I.C.J. Reports 1986, p. 101, para. 191.

(31) *Ibid.*, p. 103, para. 195.

三 (32) *Ibid.*, pp. 119–120, para. 231. (傍点筆者。)

九 (33) Christine Gray, *International Law and the Use of Force* (4th ed., Oxford University Press, 2018), p. 154. 同様に、この「動機」の意味の不明確さを指摘するものとして、van Steenberghe, *supra* note 7, p. 236; Kreß, *supra* note 26, p. 583, n. 118.

(34) Gray, *supra* note 33, p. 154.

国際法上の自衛権行使の武力攻撃要件における攻撃国の意図（田中佐代子）

カラグア事件判決は、武力攻撃に該当するか否かの判断にその意図が関わりうることを示唆しているのである。

具体的にどのような形で意図が関わるのかが明らかになるのは、次に検討するオイルプラットフォーム事件においてである。

## (2) オイルプラットフォーム事件

オイルプラットフォーム事件はイラン対米国の争訟事件だが、その背景にはイラン・イラク戦争が関わっていた。その戦闘はイランとイラクの領域のみならずペルシャ湾にも及び、中立国の船舶を含む様々な船籍の商船や軍艦が数多く攻撃をうけ、「タンカー戦争」と呼ばれるほどの様相を呈した。米国はイラン・イラク戦争については非交戦国であるという立場をとっていたが、<sup>(35)</sup>1987年10月16日、安全確保のために米国国旗を掲げていたクウェートのタンカー Sea Isle City がミサイル攻撃をうけた。それがイランによる攻撃だったとして、米国は3日後に、自衛のためと主張してイランのオイルプラットフォームを攻撃し、破壊した。さらに、1988年4月14日に米国軍艦 Samuel B. Roberts が触雷し、4日後に米国は再び自衛権を援用して、イランのオイルプラットフォームを攻撃し、破壊した。<sup>(36)</sup>これらの米国の行動が自衛権行使として正当化可能かが争われ、その際、ミサイルや機雷を用いたイランによる武力攻撃が発生したと言えるかという点も問題となった。

その検討の中で裁判所は、特定の狙って攻撃するという要素に言及しており、それをどのように位置づけるかが、本稿2で確認した意図必要説と不要説との対立に関わっていた。判決の当該箇所の理解には、まず、武力攻撃の意図について当事国がそれぞれどのような主張を展開したかを確認することが有用である。その後、裁判所の判断を検討する。

(35) 米国は、オイルプラットフォームに対する攻撃について自衛権行使を安保理に報告した書簡においても、自国の船舶が中立船であることを示唆し、イランとの軍事的対決に陥らないようにする政策をとっていることを述べていた。U.N. Doc. S/19219, S/19791.

(36) *I.C.J. Reports 2003*, pp. 174–176, paras. 23–25.

a) イランの主張

イランは、本件の手続きにおいて一貫して、武力攻撃は米国に対してなされたものでなければならぬと主張<sup>(37)</sup>していた。特定の標的を狙って攻撃する意図までは求めていないが、特定の国家を狙って攻撃する意図は必要であり、それが本件では満たされていないと訴えたのである。

ただし、その主張にはイラン・イラク戦争という本件の背景事情が強く関係している。イランは申述書において、「米国は、……自衛のために行動したという主張を正当化する根拠の一つとして、『中立船舶』に対してイランが『攻撃』したとする。もし『攻撃』が起きたのだとしても、それらが米国船に対してなされたものでなければ、〔本件紛争にとっては〕有意でないだろう。よって、中立船舶に対する攻撃に米国は一般的に言及しているが、それは厳密に言えば、自衛の問題に関わらない<sup>(38)</sup>」と述べている。つまり、イランは、特定国—ここでは米国—を狙う意図を伴った攻撃でなければ自衛権の要件を満たさないと主張していたが、それは、他の中立国の船舶に対しても攻撃がなされていた状況において、米国が自衛権行使をするためには、他国ではなく米国に対して武力攻撃が生じたことを証明しなければならないという趣旨だったのである。

そのことは、口頭弁論におけるイランの陳述を見ると、一層明確になる。すなわち、イランは「武力攻撃は国家に対して向けられた武力行為である<sup>(39)</sup>」とし

(37) 本章 (2) c) で確認するように、判決理由のうち、武力攻撃の意図をめぐる論争において注目されている箇所は、1987年10月の米国によるオイルプラットフォーム攻撃に関連する。そのため、本章 (2) a) および b) で両当事国の主張を確認するにあたっては、基本的に、1987年10月の事件に関連してなされた主張を参照するが、イランは、1988年4月の米国による攻撃との関連でも、機雷の敷設が武力攻撃に該当するためには米国を特定の狙ったものでなければならぬと述べていた。Reply and Defence to Counter-claim submitted by the Islamic Republic of Iran, 10 March 1999, pp. 145, 147-148, paras. 7.34, 7.42; CR2003/7, p. 45, para. 52 (Mr. Bothe, Iran).

(38) Memorial submitted by the Islamic Republic of Iran, 8 June 1993, pp. 108-109, para. 4.52. (〔 〕内筆者補足。)

(39) CR2003/7, p. 44, para. 49 (Mr. Bothe, Iran). (傍点原典イタリック。)

て、特定国を攻撃する意図が必要だと主張し、それに続けて「国境を越えて、あるいは軍艦に対して、不注意による発砲があれば、国際違法行為を構成するかもしれないが、それは自衛権の引き金となる攻撃ではない<sup>(40)</sup>」と述べた。イランは特定国を攻撃する意図が必要だとしているが、それは、「不注意」などに起因する偶発的な事件と武力攻撃とを区別するに足る水準の意図として捉えられているのである。

攻撃国と被攻撃国以外の第三国が直接関わることのありえない状況であれば、攻撃国が他国に対して攻撃する一般的な意図を有していたことさえ証明されれば、それは偶発的な事件ではなかったと言えるだろう。それに対して、本件の背景事情の下では、他国に向けたミサイル攻撃や機雷敷設が意図せず米国に被害を与えた、ということがありうるため、そうした偶発的な事件との区別のために、米国に対して向けられた武力攻撃であったことを証明するよう、イランは求めたのである。

## b) 米国の主張

対する米国は、「Sea Isle City が特定の標的にされたという証拠がないので、ミサイル攻撃は『武力攻撃』でありえなかったとイランは主張している」と捉え、そうした主張は、「都市に対する弾幕砲火は、特定の標的を個別に狙ったものではないので、武力攻撃ではない、と主張するのに近い」と述べる。その帰結として無差別攻撃を行う国を利することになるとして、イランの主張の不合理さを批判している<sup>(41)</sup>。しかし、先に見たイランの申述書や口頭弁論での陳述に鑑みれば、米国によるイランの主張の捉え方は極端であるように思われる。イランの主張の重点は、様々な船籍の船が被害をうけたイラン・イラク戦

(40) *Ibid.* (傍点筆者。)

(41) Rejoinder submitted by the United States of America, 23 March 2001, pp. 156-157, para. 5.23. イランに対する同趣旨の反論として、CR2003/12, p. 48, para. 18.47 (Mr. Matheson, the United States); CR2003/18, p. 26, para. 28.12 (Mr. Matheson, the United States).

争のさなかで、他の国家ではなくまさに米国に対してなされた攻撃であったことを確認しなければならないという点におかれていたのであって、特定の船舶を標的にした攻撃であったと証明するよう米国に求めることではなかったからである。

米国は、相手国の特定の標的を狙う意図がなくとも武力攻撃に該当するという主張と並行して、実は、イランが米国船舶を攻撃する意図があったということも証明しようとしていた。まず答弁書において、イランによるミサイルと機雷を用いた攻撃は「混乱したり、早まったりした下士官に続いて数人の兵士が越境してしまったというような国境侵入、その他の影響の限定的な事案ではなかった。意図的で危険な軍事行動であり、それは、米国船舶およびそれを護衛する軍艦に対する、イランの違法な武力行使の幅広いパターンの一部であった」と述べた。<sup>(42)</sup>現場の混乱によって生じた偶発的な事件とは区別される武力攻撃が生じたのだと主張するために、イランが国家として意図して米国に対する攻撃を行ったことを証明しようとしたのである。さらに再抗弁書においても、Sea Isle City への攻撃は「単なる一隻の商船に対する単独の攻撃ではなく、武力行使を通じてペルシャ湾における米国の航行の安全を害しようとする、広範かつ故意の試みの一部だったのである」と述べ、イランが米国に対する攻撃を企てていたことを印象づけようとしていた。<sup>(43)</sup>

米国は、特定の船舶を標的にする意図は不要であるという点ははっきりと強く主張していた。しかし、偶発的に被害を被ったのではなく武力攻撃が発生したと主張して自衛権を援用する以上、自国に対するイランの攻撃の意図は証明するように求められることを認識していたと考えられる。

三  
五

(42) Counter-Memorial and Counter-claim submitted by the United States of America, 23 June 1997, p. 131, para. 4.11.

(43) Rejoinder submitted by the United States of America, 23 March 2001, pp. 155-156, para. 5.22. 口頭弁論でも、「我々は、米国船舶がイランによる攻撃の標的とされていたことを示す証拠を相当提示している」と述べた。CR2003/12, p. 48, para. 18.46 (Mr. Matheson, the United States).

c) 判決

このように見てくると、イランの主張に対する米国の強い反発にもかかわらず、実は、両当事国の立脚点はそれほど離れたものでないことが分かる。自衛権の引き金となる武力攻撃は、特定の国家を攻撃する意図を伴うものでなければならないが、それは、他の国家に向けた攻撃や、不注意、混乱などによる偶発的な事件ではなかったことが確認できる程度の水準の意図であると、両当事国とも捉えていた。

そうした両国の主張をうけて裁判所は判決を下した。武力攻撃の意図をめぐる解釈が争われているのは、判決の第64項である。それは、米国が1987年10月にイランのオイルプラットフォームを攻撃し破壊したことの法的評価について裁判所が論じたうちの一項であった。米国が被害をうけたと主張する事件が、自衛権行使の要件としての武力攻撃に該当するかを検討し、裁判所は次のように述べた。

主張された全ての事件がイランに帰属すると仮定したとして、……問題となるのは、Sea Isle City に対する攻撃が、それ単独で、あるいは米国が言及した他の「一連の攻撃」とあわせて、自衛を正当化する、米国に対する「武力攻撃」に分類されるか、ということである。裁判所は第一に、Sea Isle City は攻撃されたときにクウェート海域にいたということ、そして、100km 以上離れたところから発射された（と主張される）シルクワームミサイルはその特定の船舶を目標とすることはできず、クウェート海域内の何らかの標的に命中するようにプログラムされただけだということに留意する。第二に、Texaco Caribbean [米国が備船したタンカー] は、その所有者が誰かにかかわらず、米国国旗を掲げていなかったため、その船舶に対する攻撃はそれ自体として米国に対する攻撃には相当しない。……Iran Ajr [イラン船舶] によって実行されたと主張されている機雷敷設については、イランがイラクとの戦争中だった時のことであり、それが特に米国を狙っていたという証拠はない。同様に、Bridgeton [米国国旗

を掲げていたタンカー〕が触雷した機雷が、当該船舶もしくは米国の他の船舶を害するという特別の意図をもって敷設されたものだという事は証明されていない。累積的に捉えたとしても、……これらの事件は、裁判所がニカラグア事件において「最も重大な」形態の武力行使として位置づけ<sup>(44)</sup>たような、米国に対する武力攻撃を構成するものとは思われない。

このように、裁判所は、ミサイル攻撃や機雷敷設がなされたとしても、それが米国の船舶（あるいは米国の国旗を掲げる船舶）を特定の狙った行為であったとは言えないことから、米国に対する武力攻撃にあたらないと判断した。これは、両当事国の主張が一致していた点、すなわち、特定国を攻撃する意図の必要性にもとづいて判断したものと理解できる。特定の標的を狙って攻撃する意図までは求めておらず、そのことは、Bridgetonの触雷に関して、同船のみに限定せず、米国の船舶を害する意図に言及したところに表れている。裁判所は、自衛権援用国に対して向けられた攻撃でなければ、武力攻撃に該当しないという立場を示したのである。

また、特定国を狙う意図が求められたとはいえ、それを証明するために一般的に高いハードルが設けられたとは言えない。この点も、両当事国の主張に沿った判断である。まず、ミサイル攻撃をうけた Sea Isle City については、被攻撃時にクウェート海域にいたことが言及されている。つまり、他国（ここではクウェート）に対する攻撃であった可能性も排除されないからこそ、米国船舶を特定の狙ったかどうかが問題とされたのである。また、様々な国家の船舶が攻撃されたタンカー戦争の中で生じた事案であったため、Texaco Caribbean については、米国国旗を掲げていなかったことが、米国に対する武力攻撃を否定する要因となった。機雷敷設についても、イランがイラクとの戦争中であったことが特に言及されている。イラク船舶を狙った機雷に偶然に米国船舶が触雷したということがありえた状況であったために、米国船舶を害する意

三三

(44) *I.C.J. Reports 2003*, pp. 191-192, para. 64. ([ ] 内筆者補足。)

図の証明が求められたのである。

裁判所が、米国を特に狙った攻撃であったかにこだわったのは、本件の特殊な事情の下でこそであった。米国はイランによる武力攻撃をうけたと主張して自衛権を援用したが、当時、イランはイラクと戦っていた。米国はその武力紛争の直接の当事国ではなく、さらに、ペルシャ湾では米国以外の国家の船舶も被害にあっていた。そうした事情を離れて一般的に、自衛権行使国が特定の狙われていたことを積極的に証明しなければならないということは、本判決に含意されていない。偶発的事案との区別に力点をおく両当事国の主張をふまえた裁判所が、Sea Isle City がクウェート海域にいたことや、イランがイラクとの戦争中であったことに特に言及していることを重く見れば、第三国が攻撃対象であった可能性のない状況においては、一般的に攻撃を行う意図があり、偶発的な事件ではなかったことさえ確認できれば、特定の国家を狙った攻撃であったと推定される、という解釈も成り立ちうる。

では、特定国を狙って攻撃を行う意図が必要だと裁判所が判断した理由は、どこにあったのだろうか。まず、裁判所は、上に引用した判決第 64 項において、米国が主張した事件は武力攻撃に該当しないという結論を示す際、その武力攻撃とは「裁判所がニカラグア事件において『最も重大な』形態の武力行使として位置づけた」ものであることを強調している。先述の通り、ニカラグア事件で裁判所は、最も重大な形態の武力行使である武力攻撃を、単なる国境事件を含む、より重大でない形態の武力行使とは区別した。この区別がオイルプラットフォーム事件でも念頭におかれていたことによって、単なる国境事件に類するような偶発的事案ではなく武力攻撃であったと主張するために、攻撃を行う意図の証明が必要となったのである。

さらに、そうした一般的な攻撃意図にとどまらず、特に米国を狙った攻撃であったかにまで裁判所が踏み込んだ理由は、次の説示に表れている。ここでもニカラグア事件判決が引用されている。

……米国は、集団的自衛権を行使していたとは主張していない。……仮

に集団的自衛権の主張であれば、(ニカラグア事件で示された)「武力攻撃の被害国だと自認する国家による」要請が米国に対してなされたことが必要となったであろう。したがって、イランのオイルプラットフォームへの攻撃は個別的自衛権の行使として法的に正当であったと証明するために、米国は……攻撃が自ら<sup>(45)</sup>に対してなされたということを示さなければならぬ……

ニカラグア事件本案判決によれば、武力攻撃要件が課されることは個別的自衛権でも集団的自衛権でも変わらず<sup>(46)</sup>、その武力攻撃と、自衛権を行使する国家との関係性において、両自衛権は区別される。すなわち、個別的自衛権は武力攻撃の被害国自身が行使するものであり、他方、集団的自衛権は被害国以外の国が被害国からの要請をうけて行使するものである<sup>(47)</sup>。この区別が無意味なものとならないためには、武力攻撃の被害国と被害国でない国とは厳然と区別されなければならず、したがって武力攻撃は特定の国家に対してなされたものとして把握されなければならない。こうした自衛権概念を前提としたことから、必然的に、被攻撃国を特定の狙って攻撃する意図があったことの証明を裁判所は求めることとなった。

このように、武力攻撃要件において、特定国に対して攻撃を行う意図が必要だとする裁判所の立場は、単に両当事国の主張を受け入れただけではなく、ニカラグア事件から続く裁判所の自衛権概念に基礎づけられていたのである。

### (3) 小 括

ニカラグア事件判決は、武力攻撃に該当するかどうかの判断に、その行為の「動機」が関わりうることを、やや曖昧にではあったものの、示唆していた。これを裁判所はオイルプラットフォーム事件で発展的に継承し、その具体的文

(45) *I.C.J. Reports 2003*, p. 186, para. 51. (傍点筆者。)

(46) *I.C.J. Reports 1986*, p. 103, para. 195.

(47) *Ibid.*, p. 127, para. 249.

脈にあてはめた。イラン・イラク戦争という固有の背景事情のため、米国に向けての攻撃がなされたかが殊更に問題となり、それによって、特定国を狙って攻撃を行う意図が伴わなければ武力攻撃とは言えないという裁判所の立場が明確に示された。

本稿2で見たように、武力攻撃の意図の要否をめぐる議論の中でオイルプラットフォーム事件は焦点となっており、その判決について様々な解釈がなされてきた。一方では、意図不要説の論者から、特定の標的を狙って攻撃する意図まで要求した判決として批判されている。他方で、意図必要説には、他国を攻撃する一般的な意図のみを論じた判決と見て依拠する向きもある。しかしながら、当事国の主張内容をふまえて判決を読めば、意図不要説からの批判はあたらず、かといって、意図必要説による位置づけも不十分なものと言わざるを得ない。裁判所は、標的を特定して攻撃する意図までは求めていないが、攻撃対象は一般的でよいとしたのでもなく、特定の国家を狙って攻撃する意図が必要だという立場を示している。

その立場は、裁判所の自衛権の捉え方によって支えられていた。本章で扱った二つの判決において、自衛権は、武力不行使原則によって禁止された武力行使全般に対してではなく、そのうち的一部分、武力攻撃に対してのみ行使されるものである。また、その武力攻撃がどの国家に対してなされたかということが、個別的自衛権と集団的自衛権とを区別する基点となる。限定的な武力行為に対してであっても国家は防衛行動をとることを望むかもしれないが、そうした要請に応えるためのものとして自衛権が存在するのではなく、最も重大な形態の武力行使である「武力攻撃」によって、自衛権概念が枠づけられている。

これは、意図不要説の根底にある、国家の防衛の必要性があれば自衛権行使は認められるべきだ<sup>(48)</sup>という考え方とは大きく異なる自衛権概念である。それに

(48) もっとも、国際司法裁判所の立場において、国家の防衛の必要性が完全に無視されているとは言えない。ニカラグア事件で裁判所は、武力攻撃に至らない武力行使に対しては、被害国による「均衡のとれた対抗措置」が認められることを述べた (*I.C.J. Reports 1986*, p. 127, para. 249)。特定の国家に対して攻撃を行う意図がない事案の場合、被害国は自衛権を行使する

対して異論が一切ないとは言えない<sup>(49)</sup>が、国連憲章および慣習国際法の下で、最も重大な武力行使たる武力攻撃がなければ自衛権行使は認められない、<sup>(50)</sup>ということは判例を通じて確立してきた。また、自衛権概念について理論的には対立が続いているとしても、「実行上、自衛を主張する国家は、通常、学説上の論争を避け、諸国に最も広く訴求するような議論を提示しようとする」<sup>(51)</sup>ことから、国際裁判例において踏襲されてきた自衛権概念を国家が表立って否定することは稀である。これらの点に鑑み、ニカラグア事件以来の国際司法裁判所の立場にならって自衛権概念を把握すると、その論理的帰結として、特定国に対する攻撃の意図が必要であるという結論が導き出される。

そうした意図の証明があまりにも困難であるならば、自衛権行使国にとって過度な負担ともなりうるが、この点、オイルプラットフォーム事件判決は一律に高い基準を課してはいない。第三国が攻撃対象であった可能性を否定しがたい状況では、自衛権行使国は、自国を狙った攻撃が意図的になされたことを積

---

ことはできないが、均衡のとれた対抗措置として一定の対処策を講じることが可能なのである。ただし、その措置の具体的な内容や条件を裁判所は明らかにしていない。オイルプラットフォーム事件判決多数意見では、イランのオイルプラットフォームに対する米国の攻撃が、「均衡のとれた対抗措置」として正当化できるものであったか否かの検討は行われなかった。この点に触れていないことを Bruno Simma 判事は個別意見において批判している (*I.C.J. Reports 2003*, pp. 331-332, para. 12 (Separate Opinion of Judge Simma))。

(49) 国連憲章第51条は、「武力攻撃が発生した場合」という要件を規定する一方で、「自衛の固有の権利 (the inherent right of... self-defense) を害するものではない」との文言も含む。そのため、国家の固有の権利として慣習国際法上認められてきた、武力攻撃以外の先行行為に対する自衛権が憲章の下でも存続しているという主張がなされることがある。こうした主張を含め、自衛権概念の広狭をめぐる論争の簡潔なまとめとして Gray, *supra* note 33, p. 124.

(50) Oliver Dörr, “Use of Force, Prohibition of,” *Max Planck Encyclopedia of Public International Law* (online version, article last updated August 2019), para. 40.

(51) Gray, *supra* note 33, p. 125.

(52) 国際司法裁判所のほか、エリトリア・エチオピア請求権委員会も、自衛権行使は武力攻撃に対してのみ認められ、「人命が失われたとしても、小規模な歩兵部隊間の局所的な国境衝突は、武力攻撃を構成しない」と述べている。Eritrea-Ethiopia Claims Commission, Partial Award: *Jus Ad Bellum* (Ethiopia’s Claims 1-8), 19 December 2005, *Reports of International Arbitral Awards*, Vol. XXVI, p. 465, para. 11.

極的に証明しなければならない。しかし、より一般的には、偶発的に被害が生じたのではないと確認できることが重要であり、他国を攻撃する意図さえあれば、自衛権援用国に対しての攻撃が意図されていたと推定することができる。このように、武力攻撃の意図の評価においては、事案の個別的な文脈が考慮されることになる。

#### 4 おわりに

自衛権行使の武力攻撃要件に関連する様々な問題について激しい論争が繰り返される中で、攻撃国の意図の要否についても議論がなされてきた。この点について本稿ではまず学説状況を概観したが、そこで見解の一致が見られたように、自衛権を行使する国家が、攻撃国の内心を探り、真の攻撃目的を証明するよう求められることはないと考えられる。その一方で、攻撃を行う意図をもってなされた武力攻撃であるということの証明が求められるか否かについては、学説上、見方が分かれている。さらに、そうした意図の必要性が肯定されるならば、対象をどの程度特定して攻撃する意図が求められるのかも問題となる。

その議論において頻繁に参照されるオイルプラットフォーム事件判決を改めて検討した結果として、本稿は、最も重大な形態の武力行使である「武力攻撃」の要件を基軸に自衛権概念を構成する限り、特定の国家を狙って攻撃を行う意図を証明することが必要であると結論づけた。ただし、その意図を証明するために常に高いハードルを越えなければならないわけではない。個別具体的な事情を考慮に入れた上で、自衛権援用国を狙った攻撃が意図されていたと言えればよい。

本稿1でふれたように、武力攻撃の意図の問題は実践上も重要である。御巫は、弾道ミサイルまたは類似の物体が日本に向かって発射された場合、日本が自衛権行使としてそれを迎撃するためには、どの程度、発射国の意図を証明しなければならないかを問うていた。本稿の立場から可能な範囲で回答を試みるならば、発射国が日本に対する攻撃を行う意図があったことを証明しなければ

ならない、ということになる。しかし、それは、当該国の心理や、ミサイル等発射により実現しようとした目的の証明を求められるということは意味しない。発射時の状況、発射された物体の種類や性能、飛翔の方向などの事実にもとづいて、特に他国を狙った発射であったとか、誤って発射されたということではなく、日本に被害を与える意図をもって攻撃がなされたのだと証明することが求められる。

付記 筆者は本学着任以来、田中利幸先生に大変お世話になった。より正確には、初めてお目にかかったのは着任前で、筆者の採用面接の場であった。「田中と申します」とご挨拶申し上げますと、先生はお茶目な表情で「私も田中です」と返し、筆者の緊張を和らげてくださった。それ以来いつも温かく接してくださるとともに、時に鋭いまなざしで、研究者・教育者としてのあるべき姿も教え示してくださった。刑法のみならず国際法にも精通された先生が先輩教員としていてくださったことは、非常に心強かった。心より御礼申し上げますとともに、先生のご健勝をお祈り申し上げます。

※ 本稿は JSPS 科研費 19K13521, 20H01425 による成果の一部である。